

石岡市医療福祉費支給に関する条例

平成17年10月1日

条例第101号

改正 平成17年10月1日条例第176号

平成18年9月15日条例第65号

平成19年3月16日条例第23号

平成19年12月26日条例第50号

平成20年3月19日条例第15号

平成22年3月18日条例第3号

平成23年3月16日条例第7号

平成25年9月11日条例第44号

平成26年6月19日条例第20号

平成26年9月11日条例第26号

平成28年6月24日条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、妊産婦、小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度心身障害者等の健康の保持増進を図るため、その医療費の一部を助成し、これらの者の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(平19条例23・平22条例3・平23条例7・平25条例44・平26条例20・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 妊産婦 母子保健法(昭和40年法律第141号)第15条に規定する妊娠の届出のあった日の属する月の初日から出産(流産を含む。)のあった日の属する月の翌月の末日に達するまでの者
- (2) 小児 出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- (3) 母子家庭の母子 次に掲げる者をいう。

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に定める配偶者のない女子(以下「配偶者のない女子」という。)で次に掲げる児童を現に監督保護している者及びその児童

- (ア) 18歳未満の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。)
 - (イ) 20歳未満の児童(20歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。以下同じ。)で児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)別表第1に定める障害の状態にある者
 - (ウ) 20歳未満の児童で別表第1に定める学校に在学している者
 - イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第3条に定める父母のない児童のうちアの(ア)、(イ)及び(ウ)に掲げる児童
 - ウ イに掲げる者を現に養育している配偶者のない女子又は婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしたことのない女子
- (4) 父子家庭の父子 次に掲げる者をいう。
- ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に定める配偶者のない男子(以下「配偶者のない男子」という。)で前号ア(ア)、(イ)及び(ウ)に掲げる児童を現に監督保護している者及びその児童
 - イ 前号イに掲げる者を現に養育している配偶者のない男子又は婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしたことのない男子
- (5) 重度心身障害者等 次に掲げる者をいう。
- ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳(以下「手帳」という。)の交付を受けた者で、その障害の状態が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号(以下「省令別表」という。)の1級又は2級に該当するもの(65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条第2号の規定による認定を受けた者に限る。)
 - イ 手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の3級に該当し、かつ、障害名が心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能障害とされるもの(65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けた者に限る。)

ウ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所(以下「児童相談所」という。)又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者の更生援護に関する相談所(以下「知的障害者更生相談所」という。)において、知能指数が35以下と判定された者(65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けた者に限る。)

エ 手帳の交付を受けた者で、その障害の状態が省令別表の3級に該当し、かつ、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知能指数が50以下と判定されたもの(65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けた者に限る。)

オ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第3の1級に該当する特別児童扶養手当の支給の対象となった児童

カ 国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表1級に該当する障害年金等受給権者(65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けた者に限る。)

(平18条例65・平19条例23・平20条例15・平22条例3・平23条例7・平25条例44・平26条例20・平26条例26・平28条例29・一部改正)

(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、石岡市の区域内に住所を有する者で、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律又は規則で定める社会保険各法(以下「社会保険各法」という。)の規定により、医療に関する給付を受けることができる者(石岡市の区域外に住所を有する者で、国民健康保険法第116条の2の規定により石岡市が行う国民健康保険の被保険者となる者及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により茨城県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者であって、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号)第9条の規定により市がその保険料を徴収する被保険者を含む。)のうち、前条各号のいずれかに該当するものとする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者を除く。

(平20条例15・一部改正)

(医療福祉費の支給)

第4条 石岡市は、対象者の疾病又は負傷(対象者が妊産婦である場合にあっては、妊娠の継続又は安全な出産のために治療が必要となる疾病又は負傷に限る。以下同じ。)について国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定による医療に関する給付(入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。以下同じ。)が行われた場合において、その給付の額(これらの法律の規定により、一部負担金の納付が定められている場合は当該一部負担金に相当する額を控除した額とし、高額療養費が支給されることとなる場合は、当該支給されるべき額に相当する額を加えた額とし、付加給付が行われた場合は当該付加給付額に相当する額を加えた額とする。)が当該医療に要する費用の額に満たないときは規則に定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を医療福祉費として支給する。この場合において、当該疾病又は負傷について、児童福祉法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われるときは、その給付の額(国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくはその被扶養者が負担すべき額を控除した額とする。)を控除した額を医療福祉費として支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、対象者(重度心身障害者等を除く。)が健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項各号に定める病院又は診療所(以下この項において「保険医療機関等」という。)において医療を受けた場合及び同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者(以下「指定訪問看護事業者」という。)による指定訪問看護を受けた場合は、前項の規定により支給する額(以下「支給額」という。)から保険医療機関等及び指定訪問看護事業者ごとに次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を控除するものとする。

(1) 入院以外の医療及び指定訪問看護を受けた場合 1日につき600円(1日の支給額が600円に満たない場合にあっては、その満たない額とし、同一月に同一の保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において2回を限度とする。)

(2) 入院の医療を受けた場合 1日につき300円(1日の支給額が300円に満たない場合にあっては、その満たない額とし、同一月に同一の保険医療機関等において3,000円を限度とする。)

3 第1項の高額療養費は、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律若しくは社会保険各法又はこれらの法律に基づく政令及び省令の定めるところにより算出された

額とする。

- 4 第1項の医療に要する費用の額は、健康保険に関する法令の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費（健康保険に関する法令の規定による入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。）の対象となる医療に要する費用の額（65歳以上の重度心身障害者等にあつては、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除いた医療、保険外併用療養費、医療費及び老人訪問看護療養費の対象となる医療に要する費用の額）とする。ただし、現に要した費用の額を超えることはできない。
- 5 医療福祉費は、対象者の申請に基づいて支給する。ただし、市長が必要と認めた場合は、対象者の配偶者又は親権を行う者若しくは後見人その他の者で、現に対象者を保護する者（以下「保護者等」という。）の申請に基づいて支給することができる。
- 6 市は、対象者が規則で定める手続に従い、市が契約した健康保険法第63条第3項各号に定める病院若しくは診療所又は薬局（以下この項において「保険医療機関等」という。）において医療を受けた場合、若しくは指定訪問看護事業者による指定訪問看護を受けた場合には、その者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、又は当該指定訪問看護に関し指定訪問看護事業者を支払うべき費用をその者に代わり当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者を支払うことができる。
- 7 前項の規定による支払をしたときは、当該医療を受けた者に対し、医療福祉費を支給したものとみなす。

（平18条例65・平19条例23・平20条例15・平22条例3・平23条例7・平25条例44・平26条例20・一部改正）

（医療福祉費の支給制限）

第5条 前条の規定にかかわらず、医療福祉費は対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

- (1) 母子家庭の母子及び父子家庭の父子にあつては、対象者としての申請をした日（以下「届出日」という。）又は7月1日現在において、そのいずれかの者の前年の所得（届出日の属する月が1月から6月までの者にあつては、前々年の所得とする。以下同じ。）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、7月1日（前々年の所得にあつては、前年の7月1日）現在における国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法

律第34号)附則第28条第10項の規定によりその例によるものとされる同法第1条の規定による改正前の国民年金法(昭和34年法律第141号)第66条第3項に基づき,国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和61年政令第54号。以下「経過措置政令」という。)第46条第4項に定める額以上であるとき,又はその者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)で主として当該母子家庭の母子及び父子家庭の父子の生計を維持するものの前年の所得が1,000万円以上であるとき。

(2) 重度心身障害者等にあつては,届出日又は7月1日現在において,その者の前年の所得が扶養親族等の有無及び数に応じて,特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第1項に定める額に53万3,000円を加えた額以上であるとき又はその者の配偶者若しくはその扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が扶養親族等の有無及び数に応じて,特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第2項に定める額以上であるとき。

2 前項各号に規定する所得の額は,地方税法(昭和25年法律第226号)第313条第1項に規定する総所得金額,退職所得金額及び山林所得金額,同法附則第33条の3第5項において準用する同条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額,同法附則第34条第4項において準用する同条第1項に規定する課税長期譲渡所得の金額,同法附則第35条第5項において準用する同条第1項に規定する課税短期譲渡所得の金額並びに同法附則第35条の4第4項において準用する同条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項において準用する同条第1項の規定の適用がある場合は,その適用後の金額)の合計額とする。ただし,前項第1号に規定する経過措置政令第46条第4項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は,国民年金法施行令第6条及び第6条の2の規定並びに経過措置政令第46条第7項の規定の例によるものとし,前項第2号に規定する特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第1項に定める額及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第2項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は,特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第5条の規定の例によるものとする。

3 第1項各号に規定する前年の所得の生じた翌年の1月1日以後において,対象者又は配偶者若しくは対象者の扶養義務者等の財産について地方税法第314条の2第1項第1号に規定する災害等による損失があつたとき,又は対象者若しくは配偶者若しくは対象者

の扶養義務者に係る同項第2号に規定する医療費の支払が多額となったときは、規則で定めるところにより計算した額を前年の所得から控除して計算するものとする。

(平19条例23・平20条例15・平22条例3・平23条例7・平25条例44・一部改正)

(届出)

第6条 対象者又は保護者等は、規則で定める事項について速やかに市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第7条 この条例による医療福祉費の支給を受ける権利は譲渡し、又は担保に供してはならない。

(医療福祉費の返還)

第8条 市長は、対象者の疾病又は負傷に関し、対象者又は保護者等が損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療福祉費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した医療福祉費を返還させることができる。

2 市長は、偽りその他不正行為によって、この条例による医療福祉費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の石岡市医療福祉費支給に関する条例(昭和51年石岡市条例第37号)又は八郷町医療福祉費支給に関する条例(昭和51年八郷町条例第26号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年10月1日条例第176号)

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

2 この条例の施行年月日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例による。

- 3 平成17年11月1日から平成19年3月31日までの間に給付を受けた重度心身障害者等に係る入院時食事療養費については、改正後の条例第4条第1項の規定にかかわらず、標準負担額の2分の1の額を医療福祉費として支給するものとする。

附 則(平成18年9月15日条例第65号)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例による。

附 則(平成19年3月16日条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条の規定 平成19年4月1日
 - (2) 第2条の規定 平成19年10月1日

(経過措置)

- 2 前項第2号に定める日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例による。

附 則(平成19年12月26日条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月19日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項第4号及び同条第2項の改正規定は、平成20年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の石岡市医療福祉費支給に関する条例第3条の規定による対象者(以下「既対象者」という。)であった65歳以上75歳未満の者であって、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第7条の規定による改正前の老人保健法(以下「改正前の老人保健法」という。)の規定による老人医療受給対象者でないもの及び既対象者であって、改正前の老人保健法第25条第7項の規定により市が医療を行っていたものについては、平成20年4月1日から平成20年6月30

日までの間において、この条例による改正後の石岡市医療福祉費支給に関する条例第3条の規定にかかわらず、医療福祉費を支給するものとする。

附 則(平成22年3月18日条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は同年7月1日から、第3条の規定は同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条から第3条までの改正規定によるそれぞれの改正後の石岡市医療福祉費支給に関する条例の前項に規定する施行の日前の診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正前の石岡市医療福祉費支給に関する条例第2条第1号の妊産婦であった者については、出産(流産を含む。)のあった日の属する月の翌月の末日までの間、第2条の規定による改正後の石岡市医療福祉費支給に関する条例第4条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例により医療福祉費を支給するものとする。

附 則(平成23年3月16日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条及び第2条の改正規定によるそれぞれの改正後の石岡市医療福祉費支給に関する条例の前項に規定する施行の日前の診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成25年9月11日条例第44号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成26年6月19日条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成26年9月11日条例第26号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成28年6月24日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第2条関係)

(平26条例20・全改)

- 1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校(同法第54条に規定する通信制の課程並びに同法第58条に規定する専攻科及び別科を除く。)
- 2 学校教育法第1条に規定する中等教育学校の後期課程(同法第70条において準用する同法第54条に規定する通信制の課程並びに同法58条に規定する専攻科及び別科を除く。)
- 3 学校教育法第1条に規定する高等専門学校(第4学年以上の者を除く。)
- 4 学校教育法第1条に規定する特別支援学校の高等部
- 5 学校教育法第125条に規定する専修学校の高等課程
- 6 学校教育法第134条に規定する各種学校のうち外国人学校高等部

石岡市医療福祉費支給に関する条例施行規則

平成17年10月1日

規則第75号

改正 平成17年12月28日規則第188号

平成18年5月31日規則第36号

平成19年3月16日規則第29号

平成20年3月19日規則第14号

平成21年6月30日規則第28号

平成22年9月30日規則第23号

平成23年3月31日規則第10号

平成24年8月22日規則第22号

平成26年3月31日規則第9号

平成26年9月30日規則第23号

平成27年12月28日規則第33号

平成28年3月31日規則第22号

平成28年12月15日規則第53号

(趣旨)

第1条 この規則は、石岡市医療福祉費支給に関する条例(平成17年石岡市条例第101号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(社会保険各法)

第2条 条例第3条の規則で定める社会保険各法は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和
- (3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (5) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

(医療福祉費受給者証の交付申請)

第3条 条例第4条第1項の規定による医療福祉費の支給を受けようとする者は、医療福祉費受給者証交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 条例第5条第1項の規定に該当する者で、同条第3項の規定の適用により医療福祉費の支給を受けられる場合は、同項に規定する事実を明らかにすることができる書類
 - (2) 転入者にあつては、条例第5条に規定する所得を証明するに足る書類
- 3 第1項の申請書を提出するにあつては、次の各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。
- (1) 国民健康保険の被保険者、後期高齢者医療制度の被保険者若しくは社会保険各法の被保険者、組合員又は被扶養者にあつては、その旨を証する書類
 - (2) 条例第2条第1号に該当する者にあつては、その妊娠を証する書類
 - (3) 条例第2条第3号及び第4号に該当する者にあつては、市長が定める書類
 - (4) 条例第2条第3号ア(イ)に該当する者にあつては、同号に定める障害の程度を証する書類
 - (5) 条例第2条第3号ア(ウ)に該当する者にあつては、在学を証する書類
 - (6) 条例第2条第5号に該当する者にあつては、同号に定める障害の程度を証する書類
- 4 条例第3条に定める対象者に該当する期間内にあり、医療福祉費受給者証に記載された有効期間を更新しようとする場合において、申請書に記載すべき全ての事項について、公簿等により確認することができるときは、申請書の提出を省略することができるものとする。

(平17規則188・平19規則29・平20規則14・平21規則28・平23規則10・平26規則9・平26規則23・一部改正)

(受給者証の交付)

第4条 市長は、前条に規定する申請書に基づいて条例第3条に規定する対象者(以下「対象者」という。)であり、条例第5条第1項各号に該当する者でないことを確認したときは、申請者に次の各号に掲げる対象者の区分に従い、それぞれ当該各号に定める受給者証を交付するものとする。

- (1) 母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度心身障害者 医療福祉費受給者証
(様式第2号)
- (2) 次の要件のいずれにも該当しない妊産婦であつて、妊娠の継続又は安全な出産のために治療が必要となる疾病又は負傷で受診する者 妊産婦医療福祉費受給者証
(様式第2号の2)

ア 妊娠の届出のあった日において、対象者又はその配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の前年の所得(妊娠の届出日の属する月が1月から6月までの者は、前々年の所得とする。以下同じ。)が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第1条に定める額と同条に規定する児童1人につき加算する額を加算した額(以下「基準額」という。)以上であること。

イ 対象者又はその配偶者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)で主として対象者の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であること。

(3) 前号の要件に該当しない妊産婦 石岡市妊産婦医療福祉費受給者証(様式第2号の3)

(4) 次の要件のいずれにも該当しない小児 医療福祉費受給者証(様式第2号)

ア 出生の日及び1歳の誕生日から15歳の誕生日までの間の誕生日において、その父又は母の前年の所得(出生の日及び当該誕生日の属する月が1月から6月までの者は、前々年の所得とする。以下同じ。)が基準額以上であること。

イ 小児の父母を除く扶養義務者で主として小児の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であること。

ウ 母子家庭の子、父子家庭の子及び重度心身障害者等を除く12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であって入院以外の医療を受けた者

(5) 前号ア、イ及びウの要件のいずれかに該当する小児 石岡市医療福祉費受給者証(様式第2号の4)

2 前項第4号に規定する小児であり、12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、医療福祉費受給者証表面に入院のみ有効である旨を、石岡市医療福祉費受給者証表面に外来のみ有効である旨をそれぞれ表示し、交付するものとする。

(平17規則188・平21規則28・平23規則10・平26規則9・平26規則23・平28規則53・一部改正)

(受給者証の再交付申請)

第5条 医療福祉費受給者証又は妊産婦医療福祉費受給者証(以下これを「受給者証」という。)の交付を受けている者(以下「受給者」という。)又は条例第4条第5項に規定する保護者等(以下「保護者等」という。)は、受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、医療福祉費受給者証再交付申請書(様式第3号)を提出して、その再交付を申請することができる。

2 受給者証を破り、又は汚した場合には、前項の申請書にその受給者証を添えなければならない。

3 受給者又は保護者等は、受給者証の再交付を受けた後、失った受給者証を発見したときは、直ちにこれを市長に返還しなければならない。

(平17規則188・平20規則14・平21規則28・平26規則9・一部改正)

(医療福祉費の支給申請)

第6条 条例第4条第5項の規定による申請は、医療福祉費支給申請書(様式第4号)を市長に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 条例第4条第6項に規定する保険医療機関等(以下「保険医療機関等」という。)の発行する領収書又は国民健康保険若しくは医療保険の保険者が発行する療養費若しくは付加給付金の支給証明書

(2) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申請書を提出するに当たっては、受給者証を提示しなければならない。

(平17規則188・平19規則29・平20規則14・平21規則28・平23規則10・平26規則9・平26規則23・一部改正)

(支給の決定)

第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査の上、当該申請に係る支給額を決定し、医療福祉費支給決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(受療の手続)

第8条 対象者は、条例第4条第6項の規定による医療又は指定訪問看護を受けようとするときは、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に被保険者証又は組合員証及び受給者証を提示しなければならない。

(平17規則188・平18規則36・平19規則29・平20規則14・平26規則9・平26規則23・

一部改正)

(災害等による損失等の計算の方法)

第9条 条例第5条第3項に規定する規則で定める額は、老人保健法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(昭和58年政令第6号)第8条の規定による改正前の老人福祉法施行令(昭和38年政令第247号)第4条第3項及び第4項の例により計算するものとする。

(届出事項等)

第10条 条例第6条の規則で定める届出事項は、受給者又は保護者等に関し、次の各号に定める事項に変更があった場合とし、同条による届出は医療福祉費受給資格等変更届(様式第7号)に受給者証を添えて行うものとする。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 条例第5条に規定する扶養義務者
- (4) 条例第5条に規定する所得の額
- (5) 条例第2条第1号に定める者の支払口座等
- (6) 条例第2条第3号ア(イ)に定める者の障害の程度
- (7) 条例第2条第3号ア(ウ)に定める者の在学の状況
- (8) 条例第2条第5号に定める者の障害の程度
- (9) 対象者が加入している国民健康保険又は医療保険(以下「加入保険」という。)の世帯主又は被保険者、組合員若しくは加入者
- (10) 対象者の加入保険の保険者及びその所在地若しくは名称

(平17規則188・一部改正)

(第三者の行為による被害の届出)

第11条 医療福祉費の支給事由が、第三者の行為によって生じたものであるときは、受給者又は保護者等は、第三者の行為による被害届(様式第8号)を速やかに市長に届出しなければならない。

(添付書類の省略)

第12条 市長は、この規則に定める申請書又は届出に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(受給者証の返還)

第13条 受給者が、条例第3条に規定する対象者の要件を欠くに至った場合は、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日まで、合併前の石岡市医療福祉費支給に関する条例施行規則(昭和52年石岡市規則第3号)又は八郷町医療福祉費支給に関する条例施行規則(昭和51年八郷町規則第26号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年12月28日規則第188号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の石岡市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定は、平成17年11月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の石岡市医療福祉支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の石岡市医療福祉支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえで、なお使用することができる。

附 則(平成18年5月31日規則第36号)

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成19年3月16日規則第29号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月19日規則第14号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の石岡市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の石岡市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をした上、なお使用することができる。

附 則(平成21年6月30日規則第28号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の石岡市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の石岡市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をした上、なお使用することができる。

附 則(平成22年9月30日規則第23号)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の石岡市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の石岡市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をした上、なお使用することができる。

附 則(平成23年3月31日規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の石岡市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の石岡市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をした上、なお使用することができる。

附 則(平成24年8月22日規則第22号)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の石岡市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の石岡市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をした上、なお使用することができる。

附 則(平成26年3月31日規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の石岡市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、改正前の石岡市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をすることにより、なお使用することができる。

附 則(平成26年9月30日規則第23号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の石岡市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、改正前の石岡市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をすることにより、なお使用することができる。

附 則(平成27年12月28日規則第33号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の石岡市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、改正前の石岡市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をすることにより、なお使用することができる。

附 則(平成28年3月31日規則第22号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の石岡市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、改正前の石岡市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をすることにより、なお使用することができる。

附 則(平成28年12月15日規則第53号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の石岡市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定は、平成28年10月1日から適用する。

様式第1号(第3条関係)

(平17規則188・全改,平20規則14・平22規則23・平24規則22・平26規則9・平26
規則23・平27規則33・一部改正)

様式第2号(第4条関係)

(平18規則36・平20規則14・平21規則28・平26規則9・一部改正)

様式第2号の2(第4条関係)

(平21規則28・追加,平23規則10・平26規則9・一部改正)

様式第2号の3(第4条関係)

(平26規則9・追加)

様式第2号の4(第4条関係)

(平26規則9・追加)

様式第3号(第5条関係)

(平20規則14・平23規則10・平27規則33・一部改正)

様式第4号(第6条関係)

(平17規則188・全改,平20規則14・平23規則10・平27規則33・一部改正)

様式第5号(第7条関係)

(平26規則9・平28規則22・一部改正)

様式第6号 削除

(平18規則36)

様式第7号(第10条関係)

(平20規則14・平27規則33・一部改正)

様式第8号(第11条関係)

(平20規則14・平27規則33・一部改正)

様式第9号 削除

(平20規則14)